

系統的な同和問題(部落問題)学習を 推進するために



令和8年3月
愛媛県教育委員会人権教育課

【表紙】 愛媛県立松山南高等学校砥部分校 日野 媛香

はじめに

1965年に「同和対策審議会答申」が出されてから60年が過ぎました。この間、生活環境の改善や教育の充実といった具体的な事業が展開され、差別解消に向けた歩みが大きく進んできました。同時に、学校や地域社会におけるたゆまない人権・同和教育の推進により、人権尊重の意識は高まってきています。

しかし、残念ながら近年、県内において相手を貶めることを目的に、身分呼称を賤称語として使用した差別発言や差別落書きが確認されています。これらは、個人を標的とする卑劣な行為であるだけでなく、人間の尊厳を否定し、これまで積み重ねてきた人権・同和教育もないがしろにするものです。

そこで、今年度は、学校教育や社会教育の現場で、同和問題（部落問題）に関する科学的認識を培うことや、賤称語に関する理解を深めることをねらいとし、授業事例や研修例の資料を作成しました。

学校教育編では教科書記述に基づいた授業例や研修例、社会教育編では研修例に加え基礎知識編を設けています。授業や教職員研修、社会教育の研修や学習における参考としていただき、この資料が部落差別のない社会づくりの一助となることを願っております。

最後になりましたが、本資料の作成に御尽力いただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

愛媛県教育委員会
人権教育課長

目 次

I 学校教育 授業実践

1	【授業事例】小学校・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	【授業事例】中学校①・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	【授業事例】中学校②・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	【授業事例】高等学校①・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	【授業事例】高等学校②・・・・・・・・・・・・・・・・	12

II 学校教育 教職員研修

1	【研修例】ケガレ意識、賤称語の指導について・・・・・・・・	15
2	【研修例】同和問題（部落問題）の解決のために小学校6年生までに身に付けさせたい資質・能力・・・	17
3	【研修例】教職員研修に向けての事前アンケートの活用・・・・・・・・	20

III 社会教育

1	基礎知識編・・・・・・・・・・・・・・・・	21
2	【研修例】地域で育む人権意識～身近な課題である同和問題（部落問題）に気づき、話し合おう・・・	24
3	【研修例】同和問題（部落問題）に関する差別落書きへの対応・・・	26
4	【研修例】同和問題（部落問題）を通じた研修の在り方・・・・・・・・	28

I 学校教育 授業実践

1 【授業事例】 小学校 教材について

道徳科 主題名「人としての生き方に学ぶ」(C 公正、公平、社会主義)

教材名「山の粥(きょうだい 愛媛県同和教育協議会)」

差別を受けながらも、里の農民たちの苦しみを理解し、山の粥をふるまう村人の姿が描かれている。誇りをもって生きた村人の生き方を通して、差別のない社会の実現に向けて、差別の不合理性に気づき、差別をなくすために行動しようとすることを考えることができる教材である。

ね ら い

厳しい差別の中にあっても、誇りをもって生きた村人の生き方を通して、不合理や差別をなくしていこうとする心情を高める。

展 開 例 (本時2 / 2時間)

主 な 発 問	時間 (分)	・指 導 の ポ イ ン ト ◇人権・同和教育における指導の工夫●評価
○ 前時を振り返り、本時のめあてを確認しましょう。	5	- 教師とのやり取りを通して、本時の方向付けを行う。 ◇ 社会科で学んだ時代背景と関連付けて、差別に対する自分の考えをもてるようにする。
差別を受けながらも農民を助けた村人の姿から、差別解消のために自分ができることを考えよう。		
○ あなたが村人なら農民を助けますか。	5	◇ 自分だったらどのような立場にいるかを考えさせ、自分の問題として捉えさせる。 ・ 名前磁石を黒板に貼らせ、立場を明確にして考えられるようにする。 ・ それぞれの立場の多様な意見を認めつつ本時の主題に迫らせる。 ・ 何度も差別が繰り返されたことを押さえた上で考えさせる。
○ 村人になって話し合ってみましょう。	15	◇ 村人の揺れ動く気持ちを考えることで、差別をしないで山の粥を振る舞うという、人としての誇りをもった生き方に気付かせる。
◎ 差別がなくなると分かっていて、それでも山の粥を振る舞ったのは、どのような思いがあったからでしょう。	15	・ 5年前と今の村人の気持ちが変わっていないことに気付かせる。 ◇ 「この後も差別は起こる」という意見に対して、なぜ、そう思うのか、そのことをどう思うのかを問い、差別への憤りを引き出し、差別の不合理性に気付かせる。
○ 村人の生き方から何を考えたのか、差別に出合ったときどうするか、自分の考えをまとめよう。	5	・ 命の大切さ、人間の尊厳、人間としてのすばらしさ、そんな村人を差別することへの疑問、憤りについて考えさせる。 ● 村人の人としての誇りをもった生き方に気付いたり、差別に出合ったときにどうするかを考えたりすることができたか。

留意事項

- ・ 資料では「農民」と書かれているが、現在の教科書には「百姓」という言葉になっている。
- ・ 資料の「身分のひくい人」は、教科書の「身分上厳しく差別されてきた人たち」である。

出典・参考資料

- ・ 「きょうだい」(愛媛県同和教育協議会編)
- ・ 人権・同和教育資料(愛媛県教育委員会人権教育課)
「人権教育に関する指導方法の充実のための実践資料Ⅱ」(令和5年2月)

【基礎知識編】 社会科で児童が学ぶ歴史的背景

児童は第6学年に社会科の授業で身分制度等について初めて学びます。以下に、教科書（東京書籍）で、身分制度等について学習する単元をまとめています。それぞれの時代において、差別された人々が置かれていた状況を把握することで、不合理な差別であったことが明らかにすることができます。

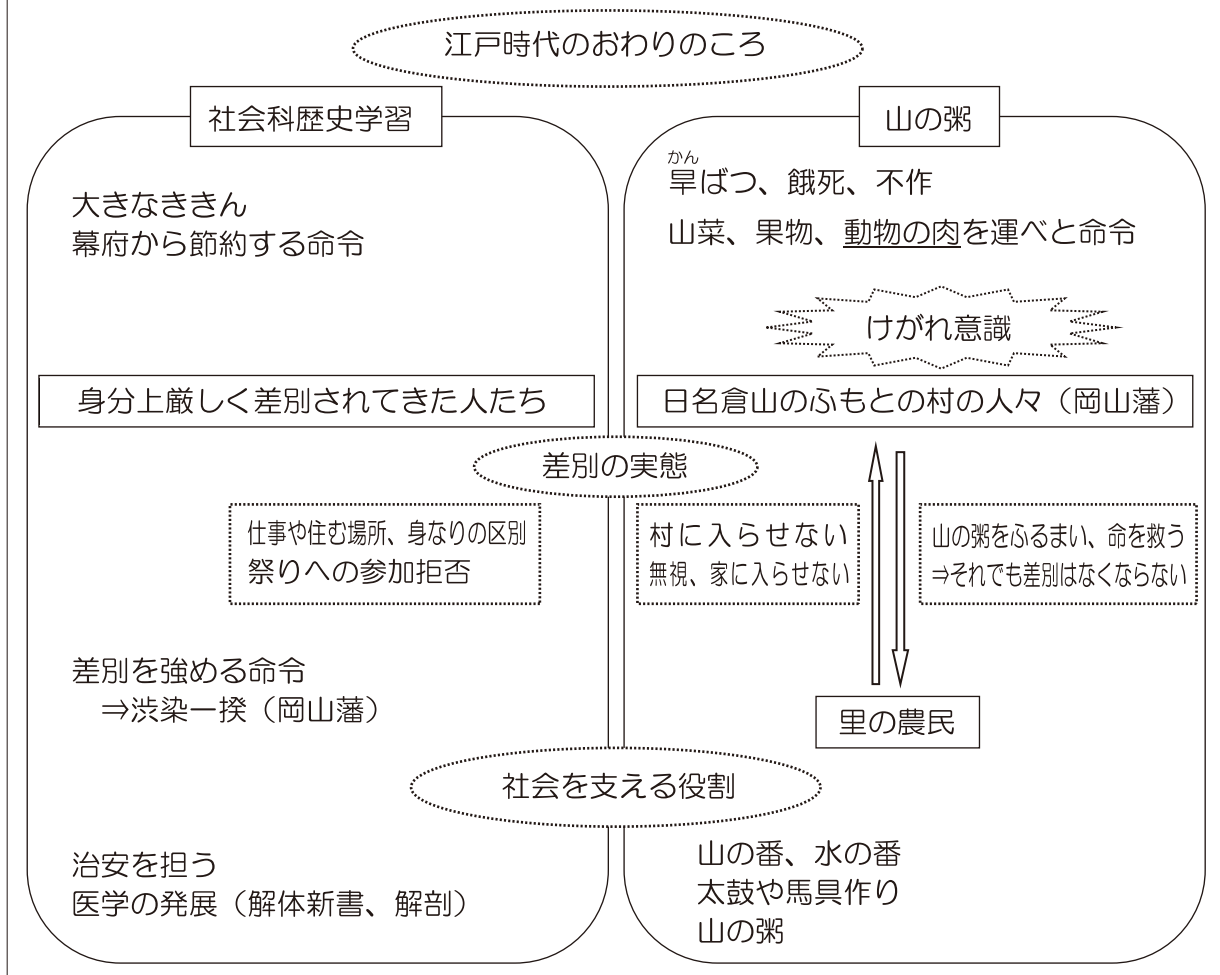
- 中世の社会的差別【平安末～鎌倉～室町】
- 制度としての差別確立【戦国～安土・桃山】
- 制度としての差別確立【江戸初期】
- 差別の強化【元禄年間～幕末】
- 立ち上がる民衆 ～渋染一揆～【幕末】

【教科書】に記載がある単元

- 「新しい文化が生まれる」
- 「豊臣秀吉による政治」
- 「人々のくらしと身分」
- 「新しい学問・蘭学」
- 「国学の発展と新しい時代への動き」

【「山の粥」（「きょうだい」）と歴史学習との関連】

社会科の教科書（東京書籍）と「山の粥」（「きょうだい」）の記述を照らし合わせ、時代背景を捉えることで、村人の生き方についてより深く考えられるようにします。



出典・参考資料

- ・ 小学校社会科「新編 新しい社会6 歴史編」（東京書籍）
- ・ 「きょうだい」（愛媛県同和教育協議会）

2 【授業事例】 中学校①

教材について

道徳科

主題名 差別や偏見のない社会の実現に努めること（C 公平、公正、社会正義）

教材名 「渋染一揆」（出典：ほのお 愛媛県同和教育協議会編）

「渋染一揆」は、1856（安政3）年、岡山藩において出された「別段御触書」に反対して、領内53の被差別部落の人々が一致団結して立ち上がった史実である。封建制度の厳しい弾圧のもとで、人間の尊厳を守るために、人間としての誇りをかけて要求を貫いた闘いだった。

ね ら い

人間らしく生きる権利を守るために、人々が団結し闘い抜いた姿に共感させ、差別を許さない態度を育てるとともに、差別解消に向けて明るい展望をもたせる。

展 開 例（本時2／2時間）

主 な 発 問	時間 (分)	・ 指導のポイント ◇人権・同和教育における指導の工夫 ●評価
○ 「渋染一揆」とは どのような一揆だったか。	5	・ 挿絵を使い、前時の内容を再度押さえる。
「別段御触書」に対して立ち上がった、部落の人たちの生き方や願いを深く考えよう。		
○ 「別段御触書」はなぜ出されたのか。	5	・ 幕府や藩が年貢を厳しく取り立てるために、差別を強化したことを押さえる。
○ 岡山藩で差別を受けてきた人々は、「別段御触書」になぜ反対したのか。	5	◇ 百姓と分け隔てられ、差別的な扱いを受けることに対して抵抗したことに気付かせる。
◎ 今までで差別的な扱いを受けてきた村の人たちが、今回、嘆願に出向いたのはなぜだろうか。	15	・ 嘆願に出向くことは、当時、禁止されていたことを理解させる。 ◇ 被差別の立場に立って差別の不合理性に気付かせ、被差別部落の人々の思いや憤りに共感させる。
○ 渋染一揆が成功したのは、なぜだろうか。	10	◇ 人間としての誇りと尊厳を守るため、差別に対して生命をかけて立ち向かった人々の勇気と英知に気付かせる。
○ 渋染一揆を通して学んだこと、考えたことを、これからの生活の中で、どのように意識するとよいか考えよう。	10	・ 人間らしく生きる権利を守るために、差別を許さず、なくしていこうとする態度について話し合わせる。 ● 差別を許さない態度を身に付け、明るい展望をもつことができたか。

留意事項

- ・ 「別段御触書」が出された歴史的背景について理解させるとともに、「別段御触書」に見られる差別性について気付かせる。
- ・ この一揆が、「人間としての誇りと尊厳を守るために、命がけで立ち上がったものである」ということをおさえる。
- ・ 「ほのお」の「渋染一揆」で書かれている「農民」は、現在の社会科等の教科書では、「百姓」という表現になっている。また、「被差別部落」については、社会科で、「百姓や町人などの身分とは別に差別された人々」として、「えた身分」や「ひにん身分」について学習する。

出典・参考資料

- ・ 「ほのお」（愛媛県同和教育協議会編）
- ・ 人権・同和教育資料（愛媛県教育委員会人権教育課）
「同和問題学習の系統性を踏まえた指導者研修資料」（平成26年3月）
「指導に役立つ『同和問題学習 基礎資料』」（平成30年3月）
「人権教育に関する指導方法の充実のための実践資料Ⅱ」（令和5年2月）

【基礎知識編】 賤称語について

Q. 賤称語って何？

A. 人間を差別するためにつくられた言葉である。

【解説】

差別のおこりについて学ぶ時には、「えた」「ひにん」「かわた」という身分を表す呼称として用いられるが、そこに人を侮蔑する意味を含ませて使った時、賤称語となる。

ひらがなでは「えた」「ひにん」と表記するが、漢字では「穢多」「非人」と表記される。「穢多」とは「ケガレ（穢れ）が多い」という意味であり、「非人」とは「人間扱いされない者」という意味を含んでいる。

中世において差別されていた人々は、「河原者」と呼ばれていた。河原者は皮革、造園、運搬、芸能などに携わり、商工業の発達や芸能の発展に貢献した。戦国時代になると、武具の材料として皮革の需要が急激に高まったため、戦国大名は、皮革業者を確保する必要に迫られた。そのため、皮革業者は、大名によって保護や統制を受ける一方、「かわた」等の身分に編成されていった。

戦国時代から江戸時代中期頃にかけて、差別されていた人々は職能的な意味合いの「かわた」等の呼称で呼ばれていた。しかし、部落差別が制度的に確立する元禄期を境に、多くの地域で差別を強める意味を込めて、「えた」と呼ばれるようになった。

指導者は賤称語の成立過程を認識した上で、指導する必要がある。しかし、「使ってはならない」という、いわゆる「禁句指導」ではかえって人を侮蔑するときに使う言葉として認識されてしまう。したがって、この言葉が差別的に使われてきたことに対する怒りをもたせる指導とともに、学習を通して、被差別の立場に置かれた人々の思いや願いに自分を重ね合わせ、「なぜこの言葉を使ってはいけないのか」を考えさせる必要がある。

なお、賤称語を授業等で学習する際には、以下の点に留意すること。

- 賤称語を使用することによって、人々の差別意識を助長したことを理解させる。（賤称語の不合理さ）
- 賤称語が現在も差別に使用されており、その言葉に憤りを感じ、つらい思いをしている人々がいることを理解させる。（賤称語のもつ重さ）
- 賤称語を、「使うことができない」ところまで理解させる必要がある。加害者を生まない指導という意識も必要。
- 授業等では教科書の表記に合わせて、「えた」「ひにん」とひらがなで表記することが望ましい。

【基礎知識編】 渋染一揆

① 差別の強化【江戸時代中期以降】

17世紀半ばに、「かわた」の呼称がほとんど使われなくなり、「えた」の呼称が広がったことがうかがえる。江戸幕府は、中世の頃から人々の中に存在したケガレ観や賤視観を基盤にして、差別的な意味をもった言葉、本人たちが嫌悪する言葉の使用を強制させて、差別を強化していった。さらに、この時期を境にして、幕府や藩から服装や髪型の規制などの具体的な差別政策が打ち出されていった。

差別された人々は、賤称語で呼ばれることを決して認めようとはしなかった。厳しい差別政策に苦しみながらも、自分たちは百姓・町人と同じであるという意識を高めていった。その気持ちの高まりが、1856年の岡山藩の渋染一揆などに繋がっていったと言える。

② 立ち上がる民衆 ～渋染一揆～【幕末】

Q. 渋染一揆ってどんな一揆？

A. 自分たちの権利を獲得するための闘いであり、人間の尊厳を守り抜く闘いである。

【解説】

財政難に苦しんでいた岡山藩は、1855年領内に「儉約令」を出した。このとき、被差別部落の人々に対しては、「儉約令」とは別に差別的な命令（「別段御触書」）を出した。

これに対して、1856年、被差別部落の人々は、年貢も納めているのに、あまりにもひどい差別だと立ち上がった。53の村から、代表として千数百人もの人が参加し、非暴力を貫き、最後まで話し合いで解決しようとした。そして、この命令を実行させなかった。この一揆を起こした人々の訴えが認められたのである。

《別段御触書》

- ― 着物は模様のない渋染・藍染しか着てはいけない。
- ― 雨の日、出かけるときは栗下駄をはいてもよい。村人に会ったら下駄を脱いで挨拶せよ。遠くへ出かけるときは栗下駄をはいてはいけない。
- ― 年貢を納めている家の者は、傘をさすことを許す。（など、5か条）

《嘆願書》

私どもは、一般の百姓と同じように田畑を耕して、年貢もきちんと納めていますのに、衣服まで差別されては、農業に励む気持ちさえなくしてしまいます。百姓たちが捨ててしまった荒地までも耕し、女どももぞうり作りなど内職に励み、少しでも年貢を多く納めるよう努めてきました。紋付きの着物はいけないと言われますが、私どもは新しい着物ではなく、安い古着を買って使っているから紋が付いているのです。どうして厳しい儉約令を出されたのでしょうか。

本当になげかわしく思います。（一部要約し、現代語訳したもの）

出典・参考資料

- ・ 人権・同和教育資料（愛媛県教育委員会人権教育課）
「指導に役立つ『同和問題学習 基礎資料』」（平成30年3月）
「同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて『指導者研修資料』」（平成25年3月）

3 【授業事例】 中学校②

教材について

社会科歴史的分野：江戸時代の身分制度を通して、被差別部落の成立とその背景にある制度的差別を理解することをねらいとしており、幕府や藩による支配の仕組みや、えた・ひにんの人々が担った仕事と差別の実態を資料から考え、生活を支えた役割と制度的制限の矛盾に気付かせる教材である。

ね ら い

江戸時代の身分制度を学ぶ中で、被差別部落の人々が社会に必要な仕事を担っていたにも関わらず制度的に差別されていた事実に関心、その背景を考察することで、現代社会の人権について考える力を養う。

展 開 例

主な発問と学習活動	時間 (分)	指 導 の ポ イ ン ト ◇人権・同和教育における指導の工夫 ●評価
○ 前時で学習した江戸時代の身分制度を踏まえたうえで、身分制度がどのように成立してきたのかを、教科書や資料をもとに確認する。	5	・ 前時で学習した江戸時代の身分制度を踏まえたうえで、身分制度の概要を確認する。
○ 教師が「雪駄」の写真を提示し、「江戸時代に、雪駄はどんな人がつくっていたのだろうか？」と問いかける。	5	・ 身近な生活道具から差別の構造に気付かせる工夫をする。
○ 資料①（雪駄や皮革製品、井戸掘りなどの仕事紹介カード）を読み、江戸時代の生活における必要性を考える。「これがなかったら生活はどうか？」を考えて、班で共有する。	10	・ 視覚資料や短い解説をつけ、読解が難しい生徒にも理解しやすくする。
○ 資料②（制度的差別の一覧）をもとに、住居・服装・宗門改帳などの規制を確認する。	5	・ 「制度」としての差別を認識させる。
社会を支える大切な仕事をしていた人々は、どうして差別されたのだろうか？		
○ 比較表（資料③）を参考に、「必要とされた人々がなぜ差別されたのか？」について考える。個人→班で共有	20	◇ 「差別は制度としてつくられたものだから、変えたり、なくしたりすることができ」という視点を補足的に伝える。
○ 本時の学習を通して、差別とは何か、また、差別の解消に向けて自分に何ができるかを考えよう。	5	● 自分事としての人権意識の育成へつなげる「社会に必要とされていた人々が差別された」ことの不合理的について考えることができたか。

留意事項

- ・ 生徒が「差別はいけない」と感情だけで終わらず、なぜ必要とされながら差別されたのか」と制度の構造に目を向けられるようにする。
- ・ 被差別身分の人々を「かわいそうな存在」ではなく「社会を支える役割を担っていた主体」として捉えさせる。
- ・ 現在の人権課題とつなげて、「学ぶことが差別の解消につながる」ことに気付かせる。

出典・参考資料

- ・ 「人間の輪」（愛媛県人権教育協議会）
- ・ 人権・同和教育資料（愛媛県教育委員会人権教育課）
「人権・同和教育指導のための基礎資料」（令和6年2月）
- ・ 「部落史に学ぶ」「部落史に学ぶ2」（解放出版社）
- ・ 「人権・同和教育基本資料 基礎的知識と学習展開案」（東京書籍）

ワークシート 江戸時代の身分制度と仕事

資料①：生活を支えた仕事

仕 事	内 容
雪駄・草履づくり	竹・皮・ワラを用いた履物を製作 武士や町人の日常に欠かせない必需品
皮革製品づくり	草履・鎧・太鼓などに使われる革を加工 生活や行事、戦に必要な製品を作った
井戸掘り	水を得るために欠かせない人々の生活を支える 重労働

資料②：制度的差別の具体例

制度的差別	具体的な内容
住む場所が決められていた	村の外れや川向こうなど、特定の場所に住まわされた
宗門帳が別になっている	他の住民とは別帳に記載され、身分として隔離されていた
村の祭りに参加できない	村の一員とみなされず、神聖な行事から排除されていた
服装や持ち物に制限がある	華美な服や武具などは使用禁止とされ、身分を区別するために規制された

資料③：仕事と差別の矛盾を考える比較票

担った仕事	社会における意味	受けた扱い
- 雪駄・草履づくり - 鎧や太鼓の製作 - 井戸掘り	- 武士や町人の日常を支える履物の供給 - 戦いや祭りに不可欠な道具の生産 - 命にかかわる水の確保を担う	- 村の行事には参加できなかった - 武士や百姓・町人から差別された - 差別され、村の中には住めなかった

社会を支える大切な仕事をしていた人々は、どうして差別されたのだろう？

本時の学習を通して、差別とは何か、また、差別の解消に向けて自分に何ができるかを考えよう。

【資料の解説】 江戸時代の身分制度と仕事

【資料①：生活を支えた仕事 — 社会に不可欠だった人々の役割】

江戸時代、幕府や藩は武士・百姓・町人の身分制度を基盤として社会を統制した。その外側には、「かわた」のちに「えた」と呼ばれる人々や「ひにん」と呼ばれる人々が存在し、村の外れや川向こうなどに住まわされていた。彼らは身分や住居、職業を固定され、自由な移動や他身分との交流を厳しく制限されていた。

しかし、こうした人々は社会にとって欠かすことのできない仕事を担っていた。雪駄や草履づくりでは竹や皮を加工し、武士や町人の生活を支えた。鎧や太鼓などの皮革製品づくりは、戦や祭りに不可欠であり、井戸掘りは人々の命を支える重労働であった。当時の社会には、血や死を「穢れ」とみなす仏教的・神道的な考えが根強く、皮革や死牛馬に関わる仕事が差別の根拠とされた。

つまり、社会にとって必要不可欠な仕事であったにもかかわらず、その職業ゆえに差別されたという構造的矛盾が存在した。

【資料②：制度的差別の具体例 — 固定化された差別のしくみ】

被差別身分の人々には、居住地の制限、宗門帳の分離、服装や持ち物の規制など、日常生活のあらゆる場面で区別が設けられた。村の祭りや神事にも参加を許されず、地域社会から排除されていた。これらは個人の努力ではどうにもならない、制度による差別であった。

幕府や藩は、こうした差別を秩序維持の手段として利用した。身分を明確に分けることで支配体制を安定させ、人々の間に隔たりをつくり、違う身分の存在を定着させたのである。

授業では、「なぜこのような制限が設けられたのか」「この制度は誰にとって都合がよかったのか」と問いかけることで、差別を社会の仕組みとして理解させることができる。

【資料③：仕事と差別の矛盾 — 「必要とされたのに差別された」社会】

江戸時代の身分制度のもとで、「かわた」のちに「えた」と呼ばれる人々や「ひにん」とされた人々は、農業のほか、死牛馬の処理、皮革業、履物や染め物、竹細工、灯心、食肉、運輸など多様な仕事に従事していた。これらはいずれも生活に欠かせないものであり、社会の経済や文化を下支えする重要な役割を果たしていた。

一方で、幕府や藩は彼らに行刑役（犯罪人の逮捕や刑の執行など）を命じ、武士支配の維持に利用した。これが百姓や町人の反感を招き、差別意識をさらに強める結果となった。社会は彼らの労働に依存しながら、その存在を「穢れ」として排除し続けたのである。

このように、社会に必要とされながら制度的に差別されたという矛盾こそ、江戸時代の身分制度が抱えていた本質的な問題である。授業では、「なぜ社会にとって必要な人々が差別されたのか」「そのような社会で何が正しいのか」と問いかけ、当時の社会の不公正さに気付かせたい。さらに、現代にも残る偏見や排除の仕組みを考えさせ、「過去から学び、未来を変える力」を育てる視点をもたせることが重要である。

4 【授業事例】 高等学校①

教材について

ホームルーム活動

主題名 差別のおこり ～賤称語のもつ重みから考える～

ね ら い

- (1) 部落差別が、人々の心に存在していたケガレ観や賤視観を基盤にして、近世以降、制度的に確立し利用されてきたことを理解させる。
- (2) 部落差別の不合理さに気付かせ、賤称語のもつ重みを感じ取らせる。
- (3) 差別をなくす生き方について、自信をもって考えを述べられるようにする。

展 開 例

活 動 内 容	時間 (分)	指導のポイント
1 部落差別の歴史的・社会的背景について理解する。 (1) 中世の「社会的差別」 (2) 近世の「制度としての差別」	15	- 部落差別が、人々の心に存在していた賤視観を基にして、近世以降、制度的に確立したことを理解させる。 「えた」・「ひにん」の語に口頭でふれ、その不合理さを感じさせる。
2 賤称語のもつ重みについて考える。	15	- 今なお、賤称語によって耐え難い苦痛を受ける人々がいることを理解させる。 - 同和問題（部落問題）を学習することの意義と責務を自覚させる。
3 差別をなくす生き方について考える。 (1) 身近にある差別 (2) 自然にはなくならない差別 (3) 私たちの生き方	20	- 差別を見抜き、適切に行動する力が必要であることを理解させる。 - 正しく知ることとともに、正しく知らせる技能を身に付けさせる。 - 仲間とともに学び続けることの大切さを意識させる。

留意事項

- 教師は賤称語を使うことによって心を痛めたり、辛い気持ちになったりする生徒がいるという意識をもって授業に臨むことが重要である。
- 身分制度が確立していった歴史的・社会的背景をしっかりと理解させ、賤称語のもつ重みを知ること、使うことができないというところまで意識を高めさせたい。※禁句指導ではない。

出典・参考資料

- 「人間の輪」（愛媛県人権教育協議会）
- 人権・同和教育資料（愛媛県教育委員会人権教育課）
「指導に役立つ『同和問題学習 基礎資料』」（平成30年3月）
- 人権・同和教育資料（愛媛県教育委員会人権教育課）
「人権・同和教育指導のための基礎資料」（令和6年2月）
- 「会報」第42号（愛媛県高等学校教育研究会人権・同和教育部会）

【ワークシート例】

1 部落差別の歴史的・社会的背景について確認しよう。

(1) 中世の「社会的差別」

- ・死や出血、天災などにより生じる不吉なものをケガレと呼び、ケガレを清める人々が必要とされた。
- ・はじめは（ 畏敬・畏怖 ）の対象。
- ・しだいに「自分たちとは違う存在」と見なされるようになった。

まだ制度として身分が固定されたものではなかった。

(2) 近世の「制度としての差別」

- ・被差別の身分が形成され、居住地の移動が制限されていった。
- ・幕府は、差別する意図をもって賤称語を使った。

人々の心に存在していた（ ケガレ観・賤視観 ）を基盤にして幕府が差別を強化、部落差別が制度的に確立した。

(3) なぜ幕府は、差別を強化・制度化したのだろうか。

〔 例：被支配身分を分断して（人々の差別意識を助長して）、武士支配を維持しやすくするため。 〕

2 賤称語のもつ重みについて考えよう。

(1) 差別された人々は、賤称語で呼ばれることをどのように感じていたのかだろう。それは過去のことだろうか。

〔 例：生きていく力を奪うほどの重い言葉であった。 〕

(2) 賤称語が、人を蔑む言葉として、愛媛県内でも今なお使われていることについて、あなたはどのように思いますか？いろいろな場面から考えてみよう。

〔 問いかけ例 なぜ差別落書きがおこる？
なぜ口論の中から、差別発言がおこる？ 〕

3 差別をなくす生き方について考えよう。

(1) 差別は身近なところにひそんでいます。どんな時に現れるのだろうか。

〔 例：結婚・就職等、差別落書き、ネット上、身元調査
心の中に（気付かない）差別心がある時 〕

(2) 差別は、なぜ自然にはなくならないのでしょうか。

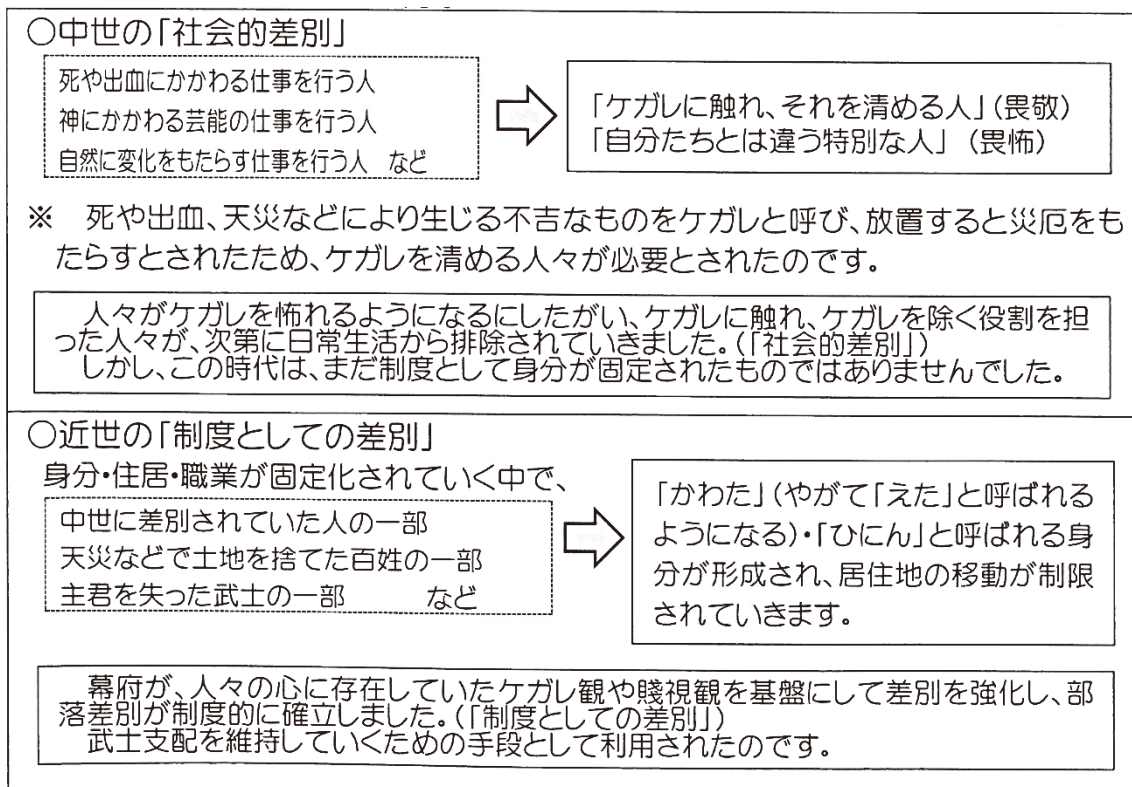
〔 例：誤った学び方や表面的な理解が「差別のばらまき」につながっている。
学ぶことをやめて、正しい判断ができない場合がある。 〕

(3) 部落差別のない未来にするために、歴史の最先端に立つ私たちがどのような生き方をしていくべきか考えてみよう。

〔 〕

【基礎知識編】

① 部落差別の歴史的・社会的背景



(「人権・同和教育指導のための基礎資料」令和6年2月 から)

② 差別は自然にはなくならない

差別は「今」(現在)、「ここ」(身近なところ)にあります。今なお、部落差別が存在し、それによって新たな差別意識や偏見がもたらされることを考えれば、「寝た子を起こすな」という考え方では、差別の解消につながらないばかりか、かえって差別を温存し拡大する結果を招くことにもなります。私たちには「正しく起こす」ことと、間違った知識や考えに対応する研修が求められます。



5 【授業事例】 高等学校②

ホームルーム活動

主題名 「解放令」から水平社運動まで

ね ら い

- (1) 明治政府の太政官布告(「解放令」または「賤称廃止令」)によって制度としての被差別身分が廃止され、賤称語も廃止されたことを理解させる。
- (2) 全国水平社創立の意義と水平社運動の目指したものを理解させる。
- (3) 賤称語のもつ重みと不合理さを正しく認識させるとともに、差別をなくす生き方について、自信をもって考えを述べられるようにする。

展 開 例

活 動 内 容	時間 (分)	指 導 の ポ イ ン ト
1 「解放令」とその後の差別解消の取組について理解する。 (1) 「解放令」の意義と問題点を理解する。 (2) 部落改善運動と融和運動の取組を理解する。	15	「解放令」によって制度としての被差別身分が廃止され、賤称語も廃止されたことを理解させる。 - 部落改善運動や融和運動は、差別の根本的な解消には至らなかったことを理解させる。
2 全国水平社の創立について学ぶ。 (1) 水平社創立の意義を理解する。 (2) 水平社運動が目指したものを理解する。	15	- 被差別部落の人々が差別解消のために、自ら立ち上がったことを理解させる。 - 水平社運動が人間社会の平等を目指したものであることを理解させる。
3 差別をなくす生き方について考える。 (1) 賤称語の重みを考える。 (2) 差別解消のために私たちができることを考える。	20	- 今なお、賤称語によって耐え難い苦痛を感じている人々がいることを認識させる。 - 全国水平社創立大会では、一般民衆がこの言葉を差別的な意味合いで使った場合は糾弾すると決議していることを認識させる。 - 同和問題(部落問題)を自分の課題として捉え、正しい知識を身に付けることの必要性を理解させる。

留意事項

- 全国水平社創立大会宣言については中学校で学習しているので、2では簡単な説明を行うにとどめる。
- 賤称語を見たり聞いたりすることで非常に強い憤りや耐え難い苦痛を感じる人がいること、差別をさせない取組を私たち一人ひとりが行う必要があることを生徒に伝える。
- 賤称語は、人権獲得の歴史学習など差別を解消する目的で必要最小限に使用されるべきであり、学習を通して賤称語は使うことができないと理解させるよう指導する必要がある。

出典・参考資料

- 「人間の輪」(愛媛県人権教育協議会)
- 「人間の輪」一指導資料一(愛媛県人権教育協議会)
- 人権・同和教育資料(愛媛県教育委員会人権教育課)
「指導に役立つ『同和問題学習 基礎資料』」(平成30年3月)
「人権・同和教育推進のための研修資料」(令和7年3月)

【ワークシート例】

1 太政官布告(「解放令」または「賤称廃止令」)とその後の差別解消の取組について確認しよう。

(1) 「解放令」の意義と問題点について考えてみよう。

- ・ 意義

例：旧来の被差別身分が法律上なくなったこと、部落差別の不当性が法的に認められたこと、その後の差別解消運動の根拠となったこと、など

- ・ 問題点

例：明治政府が「解放令」(または「賤称廃止令」)を公布しただけで、それに実効性をもたせる政策をとらなかったこと

江戸時代、被差別部落の人々は農業や様々な職業に従事することによって、周囲より豊かな生活をおくっていた場合もある。しかし、「解放令」以後経済的な保障がなかったため、貧困・劣悪な生活環境に置かれた。

(2) 部落改善運動と融和運動の意義と限界についてまとめてみよう。

- ・ 意義

例：社会問題としての部落差別の存在を人々に明らかにし、多くの人々に差別解消のための様々な活動を促していったこと

- ・ 限界

例：差別の原因を被差別部落の住民に求め、部落外の人々には差別意識の改善を呼びかけるものだったため、差別の根本的な解消にはつながらなかったこと

2 全国水平社の創立について学習しよう。

(1) 水平社創立の意義とは何か、まとめてみよう。

被差別部落の人々が、(自らの力) で (差別) 解消に向けて立ち上がったこと

(2) 水平社運動が目指したものとは何か、考えてみよう。

部落解放にとどまらず、(あらゆる人間) の (差別) からの解放と (人間の尊厳) が保たれる社会の実現

3 差別をなくす生き方について考えよう。

(1) 賤称語を用いて相手を蔑む差別が今でも起こっている。あなたがこうした差別を受けたとしたら、どのように感じるだろう。

例：あなたがほかの人に絶対に言われたくない言葉は何？→そのような言葉が賤称語である、言葉は様々な背景を理解したうえで使わなければならない

(2) 教科書への賤称語の掲載には、差別を受けてきた人々のどのような思いが込められているのか、考えてみよう。

例：部落差別を教育の力でなくしてほしい、過去の事実や歴史としっかり向き合い、正しく学ぶことで差別をなくす力をもった生徒を育ててほしい、など

(3) 差別解消のために私たちができることを考えてみよう。

【基礎知識】

1 太政官布告（いわゆる「解放令」または「賤称廃止令」）

1869（明治2）年、明治政府は封建的な身分制度に代わり、旧藩主・公家を華族、武士を士族、百姓・町人を平民とする新たな身分制度を創設した。1871（明治4）年には、被差別身分の廃止などを記した太政官布告（「解放令」または「賤称廃止令」）を出し、被差別身分の人々も制度上は解放された。その後の差別からの解放運動は太政官布告（いわゆる「解放令」または「賤称廃止令」）を根拠として進められていく。しかし、明治政府が差別をなくすための対策や生活の改善を行わなかったことなどから、その後も差別解消はなかなか進まなかった。また、この太政官布告が出されたとき、全国各地で「解放令」反対一揆が起こった。このことは、昔からの慣習や偏見、被差別部落の人々に対する「排除」の意識が続いていたことを示している。

2 部落改善運動と融和運動

明治時代の終わり頃には、部落差別解消を目指して様々な運動が起こった。部落改善運動とは、被差別部落の人々自らが生活態度を改めたり、経済的自立を図ったりすることによって部落差別の根拠をなくし、社会にも反省を求めつつ問題の解決を図ろうとするものである。改善運動の広まりの中で、部落外の有識者たちが同和問題（部落問題）への理解を国民に求める啓発活動も盛んになり、官民協力の下、融和運動が展開された。これらの融和運動は、差別の原因を被差別部落の人々の側に求めたため、差別の根本的な解消にはつながらなかった。しかし、同和問題（部落問題）を広く国民に訴えることによって、被差別部落の環境改善など一定の役割を果たした。

3 全国水平社の創立

被差別部落の人々は、差別と闘い、平等な社会を実現するために自分たちが団結し、人間としての尊厳を取り戻すため、1922（大正11）年に全国水平社を創立した。水平社運動は、被差別部落の人々のみの解放にとどまらず、あらゆる人間の差別からの解放と人間の尊厳が保たれる社会の実現を目指した。全国水平社創立大会宣言（以下、「宣言」）には、差別意識の本質を見抜き、社会を構成する一員として人間の尊厳を訴える被差別部落の人々の願いが込められている。なお、「宣言」では、水平社の創立者たちが自らをあえて賤称語で表現しており、今まで受けてきた不合理な差別を跳ね返していこうという強い意気込みを表している。全国水平社創立大会では、一般民衆がこの言葉を差別的な意味合いで使った場合は糾弾すると決議している。

Ⅱ 学校教育 教職員研修

1 【研修例】 ケガレ意識、賤称語の指導について

ね ら い

ケガレ意識と、賤称語の指導について、指導者が理解しておくべき知識や、指導観を深める。

手 法 資料を用いての講義

研修内容 (60分)

時間 (分)	研 修 内 容	留 意 点
15	1 ケガレ意識と賤称語に関する知識や指導観について確認する。 個人→グループで共有	○ ケガレ意識や賤称語についてどのような理解をしているのか。どのような指導が大切なのか、これまでの指導も振り返りながら考える。
10	2 中学校の社会科の教科書等を中心に、ケガレに関する説明について確認する。	○ 小学校社会科の教科書にも「けがれ」の表現が載っていることを確認する。
5	3 ケガレ意識と賤称語の関係を確認する。	○ ケガレ意識が畏怖、忌避され、江戸時代の、えた身分、ひにん身分の制度化に利用されたことを確認する。
15	4 賤称語を指導する際に指導者がもっておくべき「4つの視点」について確認する。	○ 賤称語は、根拠のない不合理な言葉であるという理解を深める。 ○ 命を奪う言葉であり、使うべきではない、使えるはずがないという認識をもたせる必要があることを確認する。
5	5 研修のまとめを行う。	○ 差別をなくすためには、知識をもつこと、被差別の立場に立って考えることが大切であることを確認する。



研修資料

◎ ケガレについて

ケガレ	神聖さを失わせるもの 不衛生の考えとは異なる 天変地異・死、犯罪など人間が計り知れないこと
ケガレにふれる	道や池の掃除、人や動物の死体の処理に関わること
ケガレが生じる	死、出血、出産、火事、犯罪など、物事の秩序が壊れることで生じる

◎ 賤称語・・・相手を蔑んで呼ぶ名称。侮辱的な意味合いをもつ言葉

「えた」「ひにん」は身分としての呼称であるが、そこに侮辱的・差別的な意味合いを含めることが問題である。

◎ ケガレ意識が差別意識へ

「普通の人にはできない特別なことができる」「理解しがたいことはケガレが起こす」「理解しがたい特別なことができる人自身もケガレしている」

ケガレを恐れる、畏怖する意識がしだいに消えて、これを忌避する、嫌悪するような意識（差別意識）が次第に強くなった。

◎ 賤称語を指導する際に指導者がもっておくべき4つの視点

中学校の教科書に「えた」「ひにん」という身分を表す用語として掲載されている。しかし、この言葉に被差別のつらい思いを重ねる人は今も多く存在する。だからこそ、用語を伝えるだけではなく、事実と向き合い、差別解消に向かうため、次の4つの視点をもっておく必要がある。

① 身分の仕組みとつくられた目的

- ・ 江戸時代、百姓や町人などの身分とは別の身分として固定化。
- ・ ケガレ観や死穢への賤視を利用し、幕府が差別を煽る政策を出した。

② 「えた」「ひにん」身分の人々が生活向上のための努力

- ・ 農業、皮革業、医薬関連業等の仕事や行刑、警察等の役負担。
- ・ 医学の発展を支えたり、年貢を納めたりと、賤視されながらもたくましく生き抜いた。

③ 差別が現代にどのような形で続いているのか

- ・ 結婚差別、就職差別、部落地名総鑑など
- ・ 「部落差別解消推進法」（2016年施行）において、
→部落差別は現存することが明記
→情報化の進展に伴いインターネット上における部落差別の増加

④ その解決のために人々はどのように努力し、取り組んできたのか

- ・ 同和対策審議会答申 ・ 同和対策事業特別措置法
- ・ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- ・ 学校教育や社会教育の場での人権・同和教育実践の積み重ね
「被差別の立場に立つ」「自らの差別性と向き合う」「仲間づくり」

2 【研修例】

同和問題（部落問題）の解決のために6年生までに身に付けさせたい資質・能力

ね ら い

同和問題（部落問題）の解決のために、小学校1～5年生に身に付けさせるべき資質・能力について具体的に考えることを通して、教職員の人権意識を高めるとともに、人権問題解決への確固たる姿勢を確立し、自身の教育実践に生かす。

小学校では、6年生で人権の歴史についての学習を中心に、差別の現実とその歴史的・社会的背景について学びます。そのことを踏まえて、6年生までにどのような資質を身に付けなければならないのか、改めて考えてみましょう。

手 法 ワークショップ 研修内容（60分）

時間 (分)	研 修 内 容	留 意 点
5	1 同和問題（部落差別）の解消のために、発達段階に応じた人権学習の推進が必要であることを確認する。	○ 「部落差別の解消の推進に関する法律」や「人権・同和教育の手引（愛媛県）」を活用する。
15	2 同和問題の解決のために、小学校6年生までに身に付けさせたい資質・能力とは、どのようなものかを考える。	○ 「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」に示された三つの側面から考える。
15	3 自身の学校・学年の状況について考える。	○ 参加者が自分のこととして捉えられるように、自身の学校の実態を踏まえて考える。
15	4 それらの解決に必要な資質・能力を身に付けさせるために、どのような学習が有効であるか、具体的な学習場面や内容について話し合う。	○ 自校で作成している「人権・同和教育の年間指導計画」を活用しながら、具体的な学習場面や内容について話し合う。
10	5 研修のまとめを行う。	○ 必要に応じて「人権・同和教育の年間指導計画」の加筆・修正を行う。

参考資料

- (1) 人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】
(平成 20 年 3 月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)
＜人権教育を通じて育てたい資質・能力＞

① 知識的側面（人権に関する知的理解）

- ・ 自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解
- ・ 人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
- ・ 憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識
- ・ 自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識
- ・ 人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等について
の知識 など

② 価値的・態度的側面（人権感覚）

- ・ 人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚
- ・ 自己についての肯定的態度
- ・ 自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
- ・ 多様性に対する開かれた心と肯定的評価
- ・ 正義、自由、平等などの実現という理想に向かって活動しようとする意欲や態度
- ・ 人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度
- ・ 人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意思や態度
- ・ 社会の発展に主体的に関与しようとする意欲や態度 など

③ 技能的側面（人権感覚）

- ・ 人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容するための諸技能
- ・ 他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性
- ・ 能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
- ・ 他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能
- ・ 人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能
- ・ 対立的問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能
- ・ 複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能 など

(2) 低・中・高学年で身に付けさせたい資質・能力の例

低 学 年	・ 自分も他者も大切な存在であることの理解 ・ 他者の気持ちを考える力 ・ 他者への思いやりの心 ・ ルールや約束を守る態度 ・ だめなことは「だめ」、いやなことは「いや」と言える勇気と行動力 など
中 学 年	・ 自他の違いを受け入れ、多様性を尊重しようとする態度 ・ 他者の気持ちや立場を理解し共感する力 ・ 友達や仲間を大切にしようとする態度 ・ トラブルなどを対話を通じて解決しようとする態度 など
高 学 年	・ 様々な違いや多様性を個性として捉えようとする態度 ・ 他者の立場や気持ちも大切しながら、自分の考えや気持ちを適切に表現する力 ・ 身の回りにある不合理や差別に気づき、自ら解決していこうとする態度 など

(3) 各教科等で身に付けさせたい資質・能力の例

各教科等	・ 基礎的な学力 ・ 科学的な見方・考え方 ・ 思考力・判断力・表現力 など
道徳教育	・ 豊かな人間性・感性 ・ 人権に係る道徳性 ・ 自己肯定感 など
特別活動	・ 集団生活における所属感・連帯感 ・ 自己有用感 ・ 主体的な態度 ・ 他者と協力する力 ・ コミュニケーション力 など
総合的な学習の時間	・ 身近な課題に気付く力 ・ 主体的な態度 ・ 情報活用能力 ・ 思考・表現力 ・ 実行力・行動力 など

3 【研修例】 教職員研修に向けての事前アンケートの活用

ね ら い

学校現場の教職員の現状として、人権・同和教育を学んだことはあるが、学習の程度には個人差が大きい。経験年数の浅い教員にとって、児童生徒にどう伝えればよいのか、どのようなことを学ぶ必要があるかなど、授業に対して不安を感じている人もいる。また、県外や市外の取組は様々であるため、教職員の意識調査を行うことで、人権問題に関する現状を調査・分析をする。さらに、これからの人権・同和教育の推進に向けて、研修方法の改善や研修内容の充実につなげていく。

事前アンケート

- ① 同和問題（部落問題）は、自分にとって身近な問題だと思いますか。
また、なぜそう思ったのですか。（思う・思わない・分からない）
- ② 同和問題（部落問題）について、家族や友人と話したことはありますか。
（ある・ない）
 - ・ 「ある」と回答した人は、その内容はどのようなことですか。
 - ・ 「ない」と回答した人は、なぜ話したことがなかったのですか。
- ③ 同和問題（部落問題）学習を進める上で、不安に思うことや、やりづらさを感じたことはありますか。
（ある・ない）
 - ・ 「ある」と回答した人は、具体的にどんなことですか。
 - ・ 「ない」と回答した人は、何を重視して学習を進めていますか。
- ④ 今も同和問題（部落問題）が残っていると思いますか。
（思う・思わない・分からない）
 - ・ なぜ、そう思うのですか。
- ⑤ あなたと同和問題（部落問題）との出会いを教えてください。
- ⑥ 同和問題（部落問題）の解決に向けて、どんな事が必要ですか。

事後の研修

- なぜ、同和問題（部落問題）を学習するのかについて
- 「寝た子を起こすな」論について
- 若年教職員を対象とした同和問題（部落問題）に関する研修について
- 学校教育が与える影響について（教師としての構えなど）

回答に応じた研修

- 差別のおこりなど、歴史的なことをもっと理解したい。
- 同和問題（部落問題）を教えるから差別が残るという考え（寝た子を起こすな）という考えについて、どう答えたらよいか分からない。
- 自分の身の周りに差別がないように感じており、本当に差別は残っているのか。

Ⅲ 社会教育

1 【基礎知識編】

はじめに（社会教育における人権・同和教育）

差別や偏見は、身近なところに潜んでいます。まずは、それに気づき、地域における人権問題に対する認識を深めることが大切です。

部落差別の解消の推進に関する法律の施行から8年が経過しました。しかし、県内では、差別発言や差別落書きなどの事案が発生している状況にあります。事案が起こることは、当然、問題ではありますが、差別事案が起こったときに、地域住民がどう対応するのか、ということも教育として我々が取り組むべき大きな問題です。例えば、差別的な発言があったとき、それを戒め、差別解消に向けた対応が地域住民に備わっているのかということです。

差別落書きを発見、報告したのが一般市民であれば、この気づきはこれまでの教育・啓発の成果と言えます。この問題は、単に「賤称語は使ってはダメ」という指導だけでは解決しません。その言葉のもつ意味、歴史的背景を理解し、その言葉が差別的に使われることで、人間の尊厳が大いに傷付けられ、時に人の命までも奪ってきた重大さを理解させる指導でなければなりません。このようなことを踏まえて研修に取り組むことで、「使ってはいけないから」から「使うことができない」「使えるはずがない」言葉として認識できるまで高めていくことができます。

「人権擁護に関する世論調査」から

①「人権擁護に関する世論調査」とは

この調査は、人権擁護に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、昭和33年からおおむね5年ごとに実施されており、全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人を対象に実施（有効回収数1,556人、有効回収率51.9%）。

（注）令和4年で13回目の実施となる。

（注）前回調査（平成29年10月実施）と今回調査とでは、調査方法等が異なるため、結果を単純比較することはできないが、国民の意識の変化を捕捉する観点から、前回調査の調査結果も記載。（「特集 人権擁護に関する世論調査（内閣府）」参照）

以下の調査は、部落差別について、何らかの機会をとおして「知っている」と回答した人（回答者全体の87.6%）への質問です。

法務省

「人権擁護に関する世論調査」

(<https://www.moj.go.jp/content/001398982.pdf>)



② 調査

質問 部落差別（同和問題）に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことか

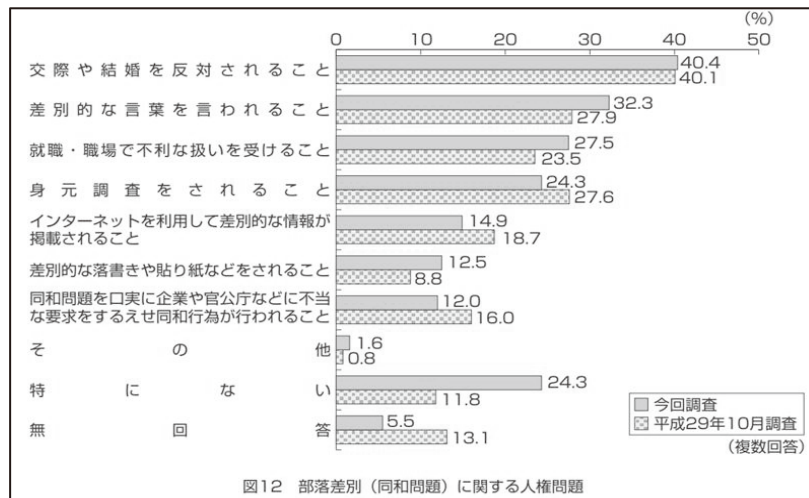


図12 部落差別（同和問題）に関する人権問題

「交際や結婚を反対されること」「差別的な言葉を言われること」等が上位を占める傾向は、前回調査と同様である反面、「特にない」との回答は前回より大幅に増加しています。これについては、問題が解決に向かっていく側面も考えられますが、問題に無関心であることや、情報化の進展等により差別が潜在化していることも踏まえて考える必要があります。また、「インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること」については、若年層になるほど回答した割合が高い傾向があり、学校教育も含め、地域社会全体で解決に向けて取り組んでいく姿勢が不可欠となっています。

質問 現在もおお部落差別（同和問題）が存在する理由は何だと思うか

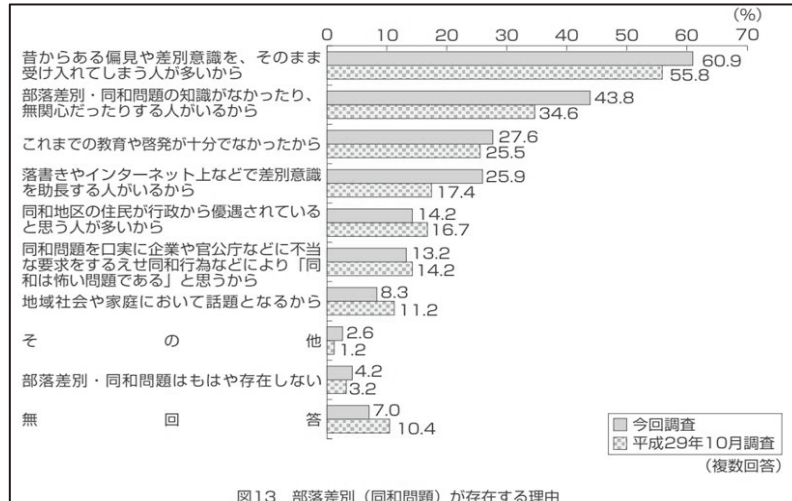


図13 部落差別（同和問題）が存在する理由

「昔からある偏見や差別意識をそのまま受け入れる」「知識がなかったり、無関心だったりする」等については、これまで以上に高い割合を示しており、正しい知識を基に適切に判断する力や、生活に潜む問題に気付く力を高めることが、今後一層、問題の解決に向けた大事な視点となることが考えられます。また、「落書きやインターネットなどで差別意識を助長する人がいる」については特に増加しており、部落差別が、地域社会における日常生活で接する可能性がある、より身近な問題へと姿を変えている傾向が伺えます。

県内でも地域住民を対象に、意識調査を実施している市町が多くあります。それぞれの地域における住民の意識や特徴をつかみ、そこから見えてくる課題をもとに研修や学習会を開催する上での参考になります。

研修の概要

① 地域で育む人権意識

人権・同和教育を広く推進していくためには、あらゆる場面をとらえ、学習機会を提供していくことが必要です。人は、学校、地域、家庭、職場等、目的や性質の異なる様々な集団の中で生活しています。そのため、あらゆる場面で人権・同和教育が推進されるためには、それぞれの集団の中で、その目的や性質に応じた取組が行われることが重要です。そして、これらの学習が統合されていくことで、日常生活での言動について、人権の視点から常に考えられる習慣を身に付けていくことができるよう目指しています。

② 同和問題（部落問題）に関する差別落書きへの対応について

近年、インターネットの普及にともない、その匿名性や情報発信の容易さから、特定の地域を被差別部落であるかと指摘するような書き込みや動画投稿が問題となっています。（詳細は「人権・同和教育推進のための研修資料（令和7年3月）愛媛県教育委員会人権教育課」）

今回の研修例では、市内（町内）の公園のトイレに落書きがあった場面を想定し、その望ましい対応の在り方について学びを深めたいと考えています。さらに、ワークショップを通じて、自分の地域でできていること、これからできそうなことに気づき、再発防止に向けて、それぞれの地域における事業に結び付けられることはないかについて考える研修を目指しています。

③ 同和問題（部落問題）を通じた研修の在り方

同和問題（部落問題）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題です。また、この問題に関しては、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と部落差別解消推進法の冒頭に記されています。

そんな中、ある夫婦が家を新築するに際して、既に購入した土地が被差別部落にあるのではないかと懸念が生じ、土地仲介業者に対して、内容証明郵便において、被差別部落の土地は避けたい旨の意思表示を行い、被差別部落の土地かどうかに関する錯誤を理由として、不動産売買契約の取消・解除を申し出たことによる部落差別を行うという事案が発生しました。この事案から、差別の現実から深く学ぶとともに、望ましい対応の在り方を身に付けることを目指しています。

コラム

～差別のばら撒きにならないために～

実際の差別事案をとおした研修の場で、特定の場所や人を挙げて、「こんな差別があった」というように、「知るだけ」に留まってしまうと、いわゆる差別のばら撒きになってしまい、「差別を教える学習」になってしまう恐れがあります。そうではなく「差別をなくすことを考える学習」でなければなりません。差別をなくすためには、具体的な場面を通して学ぶことが有効ですが、起こった事象に対して、その差別性に気づき、誰の人権が侵害されているのか、どうすればその差別は防げるのか、防ぐためには何が必要か、そのために自分には何ができるのかを考えることが大切です。

人権・同和教育では、このことを「差別の現実から深く学ぶ」という言葉で表してきました。観念的な学習でなく、具体的な課題を解決することを重視してきたのです。

2 【研修例】地域で育む人権意識

～身近な課題である同和問題（部落問題）に気づき、話し合おう～
ね ら い

自分たちの身近な課題を、前向きな視点から捉えて共有する姿勢を養い、課題解決に向けた行動に移すきっかけをつくる。

手 法 ディスカッション

対 象 者 行政職員、地域住民

研修内容 （60分）

時間 (分)	研 修 内 容	留 意 点
5	1 アイスブレイク 最近、地域であったうれしかったことや楽しかったことを共有する。	○ 参加者同士で、地域で嬉しかったことや楽しかったことを話し合い、本時に積極的に参加できるきっかけづくりをする。
15	2 グループワーク① 地域で見つける「同和問題（部落問題）について気になること」について意見を出し合う。	○ 参加者それぞれが「地域で気になること」を付箋に書き出し、グループ内で共有する。 ※各グループにリーダーシップを取れる人を配置すると進めやすい。
30	3 グループワーク② 課題解決に向けて、私たちにできることについて話し合う。	○ グループワーク①で出た事柄について、「もう少し知りたいこと」や「何を話し合いたいか」「私たちに何ができるか」を具体的に検討する（結婚・就職・落書き・インターネット等）。 ※グループワークでは、差別的な発言や無関心な意見が出てくる可能性があるため、コーディネーターが必要。 ○ 明確な意見が出ない際は、各自その理由を付箋紙に書きホワイトボードに貼る。 ○ 明確な意見が出ない背景には、差別意識が見え隠れしているかも知れないことを認識する。（世間体・無関心・周りの目・他人事等）
10	4 研修のまとめ 各グループからの発表	○ 各グループの発表後、本日の学びを今後の地域活動や日常生活にどう活かすかについてメッセージを伝え、課題の「発見」と「共有」が解決への第一歩であることを理解する。

準 備 物 付箋、筆記用具、ホワイトボード（または机）

【Step 1】 地域で「同和問題（部落問題）について気になること」は何ですか？

【Step 2】 課題解決に向けて、私たちにできること・話したいことは何ですか？

【学びの振り返り】

- この研修で、新たに気付いたことや、印象に残ったことは何ですか？
（自由記述）
- 今後、地域の人権課題について、どんなことを学習してみたいですか？
（自由記述）

3 【研修例】同和問題（部落問題）に関する差別落書きへの対応

ね ら い

差別落書きは、特定の地域や個人に対する差別や偏見に基づき、誹謗中傷するもので、人権侵害であり犯罪である。放置すると、多くの人の目に触れることとなり、差別を助長し、差別の再生産につながるおそれがある。本研修を通して、差別の現実から深く学ぶとともに、望ましい対応の在り方を身に付け、再発防止に向けた教育の在り方について考える。

手 法 ワークショップ

対 象 行政職員、教職員

研修内容（60分）

時間 (分)	研 修 内 容	留 意 点
5	1 市内（町内）の公園のトイレに、スプレー塗料を用いて賤称語が書かれていたことを知る。	○ 差別落書きや発言は犯罪であり、過去の出来事ではなく、今も起こりうる事案であることを認識する。
10	2 事例の問題点と、この事例が及ぼす影響について考える。 《ワークシート①》	○ 特定の地域や個人に対する悪質な人権侵害であり、人の心を傷付け恐怖に陥れるものであることを確認する。
15	3 事例についての適切な対応方法について話し合う。 《ワークシート②》 《グループ学習》	○ 適切に対処せず放置することは、差別の助長・再生産につながる恐れがあることを確認する。 ○ 対応方法を出し合い、効果的な対応となるように、初期対応から順に、時系列で考える。 ○ どこへ通報するか ・ 落書きのあった施設の管理者 ・ 市町の人権担当部署 など
20	4 問題の原因について考え、今後、市や町や地域での教育にどう取り組むか考える。 《グループ学習》	○ 再発防止のための教育の在り方について考える。 ・ 本事案を行為者の視点のみで考えるのではなく、様々な立場から考える。
10	5 グループでの学習内容を報告する。	○ 他の個人やグループの考えを参考にしながら、市や町や地域の実態に合った対応方法について考え、市や町や地域での教育や啓発の在り方について考える。

ワークシート

事象例

令和〇年〇月〇日(〇) 〇〇町児童公園内に設置されている、多目的トイレの壁面にスプレー塗料を用いて賤称語が書かれていた。

① 事象例の問題点と及ぼす影響について書きましょう。

○ 事象例の問題点

○ 事象例の及ぼす影響

- ・ 落書きの対象となった方々への影響
- ・ 市（町）民や落書きのあった地域の住民への影響
- ・ その他

② どのような対応が必要か書きましょう。

○ 事象発生直後の対応

- ・ どこに報告するか
- ・ 誰が報告するか

○ 初期対応終了後の対応

4【研修例】同和問題（部落問題）を通じた研修の在り方

ね ら い

宅地建物の取引や入居時において、そこが被差別部落かどうかを問い合わせる差別事象が起きている。この事例をもとに、差別意識を明らかにして、望ましい対応の在り方を身に付け、部落差別の解消につなげる。

手 法 ワークショップ（ロールプレイ）、ディスカッション

対 象 行政職員、地域住民、教職員

研修内容（60分）

時間 (分)	研 修 内 容	留 意 点
10	1 各市町で実施している「人権問題に関する意識調査」等の土地に関する結果について、問題と思われることを出し合う。	○ 各市町の人権意識調査から、なぜ土地に関する差別が起きるのか、その原因を考える。 ○ 市町で実施していない場合は、内閣府の調査結果を利用することも考える。
15	2 問題点について話し合う。	○ グループごとに、各自で問題と思われることを付箋紙に書き、模造紙に貼る。 ○ 被差別部落の土地の購入に対して避けようとするということについて、自分の考えを明らかにする。
20	3 「この土地は被差別部落の中にありますか？」と質問されたらどう答えるかロールプレイを行う。	○ ロールプレイを通して土地差別の対応について学びを共有する。 (班単位→全体で意見交換)
15	4 まとめをする。	○ 市内（町内）の被差別部落の有無、問合先が被差別部落かどうかについて問うこと自体差別につながる恐れがあることと、問いに対して一切答えないことを確認し、答えないことが差別解消につながることを理解する。

準 備 物 模造紙、付箋紙（2種類の色）、各市町の人権意識調査

参考資料 人権意識調査（A市 令和6年度）

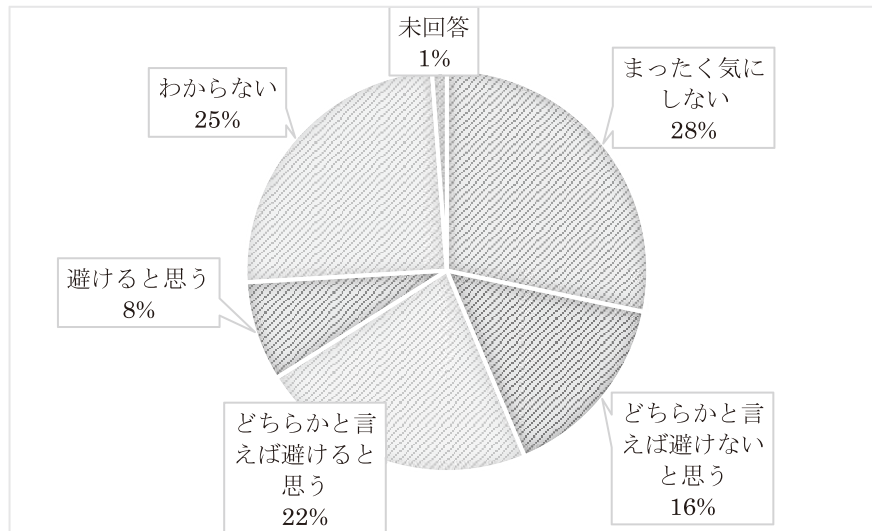
ワークシート

土地についての差別を考える

- 1 各市町で実施している「人権問題に関する意識調査」から、土地についての差別について、問題と思われることを出し合う。

例 人権意識調査（A市 令和6年度）

購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶときに価格や立地条件などが希望通りであっても、被差別部落の地域内の物件の場合、避けることがあると思いますか。



- 2 被差別部落の土地を避ける理由を考える。

- 3 ロールプレイを通して気付いたことや感想を書く。

資料作成委員

今治市立大西小学校	教 諭	谷口 香織
松山市立河野小学校	教 諭	有田 酉生
内子町立小田小学校	教 諭	古田 徹志
四国中央市立川之江北中学校	教 諭	前谷 健作
東温市立川内中学校	教 諭	中島 義人
大洲市立大洲北中学校	教 諭	濱田 達雄
愛媛県立今治工業高等学校	教 諭	藤本 充
愛媛県立今治北高等学校	教 諭	田坂 泰之
愛媛県立野村高等学校	教 諭	小山 尊浩
西条市人権擁護課	人権教育指導員	安藤 宏幸
砥部町教育委員会社会教育課	社会教育指導員	大島 進
愛南町教育委員会生涯学習課人権啓発室	係 長	西平 典正

なお、人権教育課においては、次の者が本書の編集にあたった。

課 長	佐々木 直	主 幹	坂本 時子
係 長	深沼 輝彦	担当係長	福永 順子
担当係長	田村耕一郎	指導主事	福山 裕章
指導主事	河中 辰仁	指導主事	楠岡 誠
指導主事	矢野 貴樹	指導主事	山崎 亮一
専 門 員	青野 礼		

人権・同和教育資料

系統的な同和問題（部落問題）学習を
推進するために

発 行 令和8年3月

編集者・発行者 愛媛県教育委員会人権教育課

